

福島県除染技術実証事業実施要領

平成23年11月4日

福島県生活環境部

1 目的

県では、これまで、学校や通学路及び一般住宅の除染実証事業の結果に基づき、「生活空間における放射線量低減化対策に係る手引き」を作成するなど、生活空間の線量低減化を進めてきたこととあり、一部の市町村においては、除染計画を策定し、計画に基づく除染に着手している。このような状況を踏まえて、優良な除染技術を公募し、県が除染実施前及び実施後の放射線量等を測定し、その測定結果を公表することなどにより、除染の効果的・効率的な方法を普及させ、今後、本格的に行われる県内各地における除染活動を促進することを目的とする。

2 公募する除染技術

新たな除染技術の必要性が特に高い分野であることから、以下の(1)及び(2)のいずれかに含まれる除染技術を公募の対象とする。また、その他の除染技術であっても、除染技術に必要な観点を満たす技術について広く公募の対象とする。

- (1) 放射性物質で汚染された構造物（屋根・屋上・壁面・底面等）等の除染技術
- (2) 放射性物質で汚染された土壌（農地を除く。）の減容化技術
- (3) その他の除染技術

3 除染技術実証事業の手続き

- (1) 福島県（以下「県」という。）は、土壌、構造物の壁面・屋根等に付着した放射性物質を除去するなどして放射線量を低減させるための技術、いわゆる除染技術を公募する。
- (2) 実証申請者（以下「申請者」という。）は、別紙申請書に除染対象物、除染対象物の放射線量を低減させるための技術、除染技術の原理、除染前後の放射線量の測定値等を記載して、県に申請する。申請方法は、郵送又は持参とする。
- (3) 県は、以下の除染技術に必要な観点に基づき、福島県除染技術実証事業審査委員会において実地試験を実施する技術を15件程度選定する。

〈除染技術に必要な観点〉

ア 形式的要件

申請された除染技術が、実用化段階にあること。

イ 実証・再現可能性

県が立ち会う実地試験において、実証及び再現が可能であること。

ウ 除染効果等

- ① 除染技術の原理・科学的根拠が明確であること。
- ② 副次的な環境問題等が生じないこと。
- ③ 除染を実施することにより、新たな廃棄物等(汚染水を含む。)の発生がな

いか、極めて少ないこと。

- ④ 経済性が高いこと。
- ⑤ 汎用性が高いこと。
- ⑥ 高い効果が見込めること。
- ⑦ 先進的な技術であること。

(4) 県は、(3)で選定された申請者に対し、実地試験の実施について指示するものとする。

(5) 申請者は県の立会いのもと除染を実施し、県は除染前後の放射線量等の測定を実施するものとする。

4 参加資格要件

申請者は、次のすべての要件を満たしていることとする。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(2) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員である者のほか、次の各号に該当する者でないこと。

ア 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

イ 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者。

ウ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用などしている者。

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

5 実地試験の実施場所及び費用等

(1) 実地試験の実施場所（福島県内の地域とする。）は、申請者が確保するものとする（2(2)を除く。 ）。

(2) 2(2)の実施場所は福島県内の運動場で、実地試験する土壌の量は500m³程度とすることを予定しているが、小規模の技術についても公募の対象とする。

(3) 実地試験により発生する廃棄物等の処理・処分は申請者が適切に実施するものとし、その費用等についても、申請者の負担とする。ただし、2(2)の場合の土壌については、県が指定する場所に仮置きするものとする。

(4) 実地試験を行う場合の実地試験実施場所への機械装置の持込み・設置、装置の運転、実地試験終了後の装置の撤去・返送に要する費用を含む全ての費用は申請者の負担とする。

(5) 実地試験に係る試料の検査機関への持込みは県が行う。なお、検査機関は、県が指定するものとし、検査費用は県が負担するものとする。

6 知的財産について

- (1) 県は、本事業を通じて知り得た申請者の環境技術に関する情報については、本事業以外の目的で利用しないものとする。
- (2) 本事業の実施により作成される報告書等の著作物に関する著作権は、県に属する。

7 免責事項

- (1) 本事業の実施に伴い、申請者に機械装置の故障、破損等の損害が発生した場合、県の故意又は重過失による場合を除き、県は責任の一切を負わない。
- (2) 申請者の瑕疵により第三者に被害を与えた場合は、申請者が責を負うものとし、県は責任の一切を負わない。ただし、県の責に帰すべき事由により生じたものについては県が負担する。
- (3) 本事業に関する報告書等の公開により、申請者と第三者の間に係争が生じた場合は、県は一切の責任を負わない。
- (4) 除染技術の基本性能に関する仕様が変更された場合には、変更後の技術に対しては、本事業に関する報告書等のデータは適用されない。

8 不明の点がある場合の疑義について

- (1) 質疑事項がある場合は、質問書（別紙様式）を用い、平成23年11月11日（金）17時までにFAX又は電子メールで提出すること。
- (2) 質問書に対する回答は平成23年11月14日（月）から平成23年11月17日（木）までの間、福島県庁のウェブサイト（<http://www.pref.fukushima.jp/>）に回答書を掲載するとともに、除染対策課においても配付する。

9 公募の期限

平成23年11月17日（木）17時必着

10 今後のスケジュール（予定）

- (1) 書類審査 平成23年11月下旬
書類審査の後、採択の可否について、申請時の代表者に書面で送付する。
実地試験スケジュール等の詳細については、採択者に通知する。
- (2) 実地試験の指示 平成23年11月下旬
- (3) 実地試験の実施 平成23年11月下旬～12月
- (4) 実地試験結果の公表 平成24年 1月頃

11 申請書の不受理について

次の要件に該当する場合は、申請書を受理しない。

- (1) 申請書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。
- (2) 申請書の様式及び記載内容に不備があった場合。

12 失格要件等

申請者について、次の要件に該当することが明らかとなった場合、県の採択を取り下げる。なお、実地試験開始後に失格要件等に該当することが明らかになった場合は、申請者の負担により実地試験場所の現状回復を行うこと。

- (1) 4に定める参加資格要件に適合しない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載がされている場合。

13 申請書提出先及び問い合わせ先

〒960-8043 福島市中町8番2号(自治会館1階)

福島県生活環境部除染対策課 吉田主任主査、伊原技師

電話 024-521-8317 F A X 024-521-9728

電子メール josen@pref.fukushima.jp